

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)
知事メッセージ

令和2年4月14日
青森県危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されて以降、対象区域においては外出自粛や休業の要請等の措置がとられていますが、依然として日々相当数の感染患者が確認され、患者総数も増大の一途を辿るなど、引き続き国家的な危機として重要な局面に置かれているものと認識しています。

こうした中、去る4月11日には「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置の対象となった7都府県以外の道府県に対しても、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請することとされたところです。

県民の皆様には、今般の国の基本的対処方針の変更も踏まえ、イベント、会議、スポーツ、そして夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において、密閉・密集・近距離での会話といった「3つの条件が同時に重なる場」を避けていただくことについて、改めて徹底してくださるようお願いいたします。

県民の皆様お一人お一人の行動、そして各職場や学校などにおけ

る対応が、今後の感染の動向を大きく左右します。

県としては、県民の命と暮らしを守るため、本県における感染まん延や医療の崩壊は何としても避けなければならないと考えており、感染拡大の防止に万全を期していく所存であります。このことは、県民の皆様等の御理解と御協力なしには成し得ないものと考えております。

以下、これまでの繰り返しとなりますが、改めて県民の皆様をお願いいたします。

手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、拡散防止につながる行動をとってください。

緊急事態措置の実施区域への不要不急の移動を自粛してくださるようお願いするとともに、緊急事態措置の実施区域以外への移動についても、移動先の感染者発生状況等を踏まえ、慎重な判断をお願いいたします。

緊急事態措置の実施区域から移動されて来た方におかれては、2週間は不要不急の外出を自粛いただき、毎日検温するなど健康観察をしてくださるようお願いいたします。

そして、感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡してください。同センターが、「帰国者・接触者外来」に案内いたします。

また、感染した方などに対する言われのない誹謗中傷、心無い批判や差別的な対応は、当事者を深く傷つけるものであるばかりか、本来検査を必要とする方が帰国者・接触者相談センターへの連絡をためらい、結果として感染が拡大することにもつながりかねません。

今は、心を一つにしてウイルスに立ち向かう時です。

県民の皆様には、感染した方等に対する誤解や偏見に基づく差別等が生じることがないように、冷静な行動を重ねてお願いいたします。

以上、県民の皆様等には、何かと御不便をお掛けすることとなりますが、この難局を皆様と共に乗り越えていきたいと考えておりますので、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、県では現在、政府の緊急経済対策を最大限に活用することを念頭に補正予算の編成作業を進めているところであり、引き続き、感染拡大防止に万全を期すとともに、地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止めることができるよう全力を尽くして参ります。